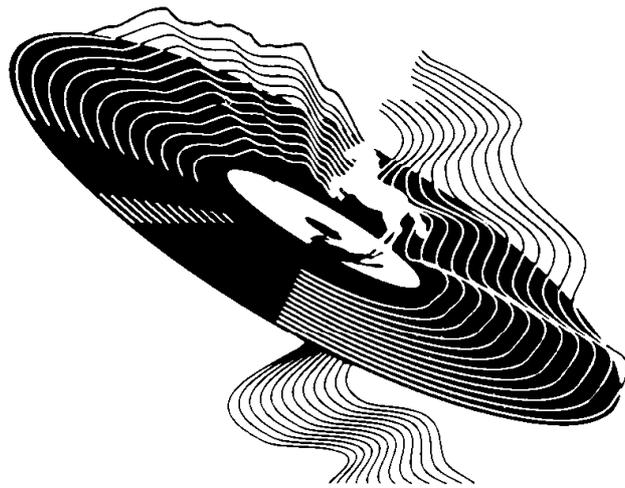


令和6年度 町政執行方針



新冠町長 鳴海修司

■令和6年度 町政執行方針

1. はじめに
2. 町政運営に臨む基本姿勢について
3. 令和6年度の予算編成について
4. 主な施策の推進について
 - 1) 健康で安心して暮らせるまちづくり
 - 2) 潤いのある環境を創設するまちづくり
 - 3) 快適で暮らしやすいまちづくり
 - 4) 安全で安心して暮らせるまちづくり
 - 5) 力強く安定した産業づくり
 - 6) 郷土を愛し生きる力を育む人づくり
 - 7) 自立したまちづくり
5. むすび

1. はじめに

令和6年第1回定例会の開会にあたり、令和6年度の町政執行に関する基本的な方針と主要な施策の概要を申し上げます。

はじめに、1月1日に発生しました能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災地の皆様方の一刻も早い復旧・復興を、心よりお祈り申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、長きにわたり猛威を振るってきた「新型コロナウイルス感染症」が5類に引き下げられ、それまで様々な制約を受けていたものが、以前の姿を取り戻し始めました。当町におきましても中止・縮小していた各種イベントが再開されるなど、賑わいが戻ったことは大きな喜びでありました。

しかしながら、社会経済活動が徐々に回復する一方で、エネルギー価格や物価の高騰は、私たちの生活や地域経済へ多大な打撃を与えるのみならず、当町の行政運営にも大きな影響を与えております。

このような社会情勢の中ではありますが、令和6年度は私の就任2期目の最終年度でありますことから、財源確保を前提としながらも災害対応・住民福祉・観光・教育といった各分野における任期中の懸案事項への対応を含め、課題解消に向けた事業を予算化しております。

令和6年度におきましても、町民と議会そして行政が一つとなり、将来を見据えた持続可能な新冠町を作り上げていく所存ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2. 町政運営に臨む基本姿勢について

「第6次新冠町総合計画」における、まちづくりの将来像である「思いやりと笑顔あふれる“レ・コードなまち”にいかっぷ」の実現を目指し、私の町政運営の基本姿勢である「町民の声が生

かされる町政」、「分かりやすく公平・公正な町政」、「町民と行政との協働のまちづくり」を常に念頭に置きながら、町政運営に取り組んで参りたいと存じます。

なお、各分野の具体的な施策については「主要施策の推進」の中で述べさせていただきます。

3. 令和6年度の予算編成について

令和6年度の予算編成にあたりましては、厳しい財政状況を踏まえ、財源の確保に最大限努力する一方、今後、取組みを進める行財政改革を念頭に置き、事務事業の必要性、財源の効率的な配分を基本として編成作業を実施いたしました。

歳入予算案の概要ですが、自主財源である町税につきましては、法人町民税、固定資産税及び軽自動車税については増収を見込み、他の税目におきましては、減収を見込んでおりますが、町税全体では、前年度当初予算対比1.0%の増収を見込んでおります。

また、最も大きな割合を占める地方交付税のうち、普通交付税については、国が示した令和6年度の地方財政計画や、近年の交付実績を考慮し、前年度当初予算と同額の25億3800万円を見込んでおります。

歳出予算案の概要ですが、令和6年度は、前年度当初予算と対比し8.5%の増となっております。観光施設の整備、災害対応に関する事業、消防車両の購入及び教育関連事業などを新規事業として予算計上を行いました。

令和6年度の一般会計予算案の総額は56億6700万円を見込みました。また、4つの特別会計及び2つの企業会計の予算総額は24億5064万円となり、一般会計を含めた令和6年度当初予算案の総額は前年度対比9.6%増の81億1764万円を見込んでおります。

4. 主な施策の推進について

1) 健康で安心して暮らせるまちづくりについて

はじめに、地域福祉の充実についてです。

本年度よりスタートいたします第2期新冠町地域福祉計画では「誰もがつながり、共に支え合い、安心して暮らせる福祉のまちにいかっぷ」を基本理念とし、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」といった従来からの関係を超え、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の構築を目指しております。

そのため、保健・福祉・介護・医療等さまざまな分野や新冠町社会福祉協議会と連携し、地域生活・健康課題に対する支援やサービスの提供を通じて、町民それぞれが互いに支え合う地域福祉活動を推進して参ります。

急速に進行する少子・高齢化社会の中で、わがまちに暮らすことに幸せと誇りを感じ、それを共有することは、まちの発展にとって大切な要素であります。新冠町で婚姻届を提出し、新たな生活をスタートする新婚夫婦を祝福し、末永く幸せな家庭を築いて頂くため「結婚記念品」として、新冠温泉の入浴券とペア・フルコースお食事券を贈呈する事業は、人生の節目の思い出と地域の観光施設を知る機会として好評を得ていることから、気持ちの通う住民サービスとしてこれからも継続して参ります。

次に児童福祉の充実につきましては、地域の子育て支援の拡充や、質の向上を高めるため「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年に「新冠町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策の推進に努めて参りましたが、本計画が令和6年度をもって満了を迎えることから、子育て世代の意見を参考としな

がら事業の評価・検証を行い、新たな計画を策定して参ります。

また、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する相談支援業務の充実を図るため、令和4年児童福祉法の改正において母子保健と児童福祉の機能を合わせ持った「こども家庭センター」の設置が求められており、当町における児童福祉の課題等を踏まえ、設置に向けて検討して参ります。

妊娠期から子育て期の支援につきましては、安心して出産・子育てのできる環境づくりに資するため、子育て世代包括支援センターや保健センターを核とする母子保健事業の実施や継続的な情報発信、出産・子育て応援給付金の支給のほか、妊産婦や子育て家庭に寄り添い、身近な相談に応じられる伴奏型の子育て支援に努めて参ります。

次に、高齢者福祉につきましては、高齢者ができる限り介護を必要とせず、自立した生活を送っていただくため、要介護者等を除く65歳以上の全ての高齢者を対象としたアンケートにより介護予備軍を把握し、介護予防や認知症予防、健康寿命の延伸につながる各種事業への参加につなげるとともに、要介護者には個々の状況に応じた適切な介護サービスの提供や地域の見守り、サポート体制の充実に努め、心身ともに健康で充実した高齢期を過ごしていただけるよう地域包括支援センターが地域住民や関係者の協力をいただきながら引き続き取り組んで参ります。

次に、障がい者福祉につきましては、障がいや障がいのある人への理解促進に努めるとともに、障害者総合支援法に基づく、介護・訓練等の障害福祉サービスや移動支援並びに日中一時支援や日常生活用具給付等の各種地域生活支援事業をはじめ、社会福祉法人新冠ほくと園が運営される「相談室かける」との連携により、障がい者の日常生活及び就業に係る相談支援に取り組んで参ります。

また、心身の発達に心配や遅れ、つまずき等のある子どもとその家族を支援する「新冠町子ども発達支援センターあおぞら」の活動につきましては、職員の専門性の向上に努め、道や関係機関からの支援も受けながら多様な事例に対応してゆく体制を維持して参ります。

次に、町民の皆さんの健康増進や食育推進についてです。

特定健診及び各種がん検診事業につきましては、検診の自己負担の無料化や、特定健診の受診対象年齢を40歳から30歳に引き下げる若年健診の普及啓発と受診の促進、生活習慣の見直しや改善に向けた「からだリセット講座」の定期的な実施等により、生活習慣病の予防と早期発見・早期介入に努めて参ります。

また、食育推進事業につきましては、町民一人ひとりが健康を意識し、健全な食生活を実践できるよう妊娠・授乳期から高齢期までのステージに合わせた食育事業に取り組んで参ります。

昨年5月に感染症法上の位置づけが5類となりました新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種につきましては、予防接種法に基づく「B類疾病の定期接種」の取扱いとなり、接種対象者は65歳以上の高齢者及び60歳から65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能障害など医師の診断に基づき、接種が必要と認められた方で、接種開始の時期は令和6年秋と示されております。現在、国による接種費用の精査や、これに対する町助成額の検討を進めておりますので、詳細が決定次第、改めて周知をいたします。

次に、国民健康保険につきましては、平成30年度から北海道が主体となり財政運営を行っており、医療費を北海道全体で賄う仕組みに変わったところです。

北海道が策定する国保運営方針におきまして、令和12年度を目途に保険料率を統一する方針が示され、また、税の賦課方式に

つきましても令和9年度までに資産割を廃止した3方式となる
ことが決定しております。当町におきましても統一へ向けてスム
ーズに移行できるよう税率改正を含めた事務を取り進めて参り
ます。

次に、医療の充実につきましては、国保診療所が一人でも多く
の町民の皆さんの「かかりつけ医療機関」として、ご利用して頂
けるよう引き続き努力を続けるとともに、安心安全を大切にする
町づくりの一環として、その必要性が強く認められるよう「存在
意義のある医療機関」を今後も目指しながら、診療所運営を進め
て参ります。

また、町民ニーズにあった専門外来の充実や多くの出張応援医
師の派遣協力を得ながら平日をはじめ休日夜間の急患受入れ体
制を維持し、信頼される地域に根づいた医療機関として国保診療
所の体制づくりに鋭意努力を続け、町民の健康の保持と医療の安
全・安心を確保して参ります。

一方、施設の老朽化が著しい国保診療所の改築計画につきまし
ては、資材価格の高騰や労働力不足など、事業費の大幅な増加が
見込まれたため、基本計画及び基本設計策定までの業務を終えた
時点で事業の進行を中止し、以降に予定していた業務の発注時期
は一旦見送ることにいたしました。

ご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、当面はスプ
リンクラーの設置や修繕を加えながら現施設にて診療を継続し
て参りますので、ご理解をお願いいたします。なお、状況変化が
ございましたら逐次、報告して参ります。

次にアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現についてで
す。

町は、これまで国の「アイヌ政策推進交付金」を活用し、「ポ
ロシリ生活館」や「新冠町合葬墓」を整備して参りました。今後

は、これらの施設を活用してアイヌ文化に対する意識の醸成と保存や伝承の推進、或いは町民の生活文化の向上や社会福祉の増進に努めて参ります。

また、新たな交付金の取組として、アイヌ高齢者いわゆるエカシ・フチが尊重される地域共生社会づくりを目的として、アイヌ文化伝承事業を実施するとともに、本交付金を活用するために必要な「新冠町アイヌ施策推進地域計画」期間が満了を迎えることから、新冠アイヌ協会と協議を図りながら、新たな計画策定を進めて参ります。

2) 潤いある環境を創出するまちづくりについて

はじめに地球温暖化対策についての町としての取組みについてです。

二酸化炭素排出削減による地球温暖化の抑制に係る取組みについては、町有施設と街路灯等のLED化を中心にこれまで推進してきており、特に町内街路灯のLED化率は、99.21%に至りほぼ町内全域をカバーするまでになっています。

また二酸化炭素の排出を限りなくゼロに近づける取組みと言えるゼロカーボンの取組みは、再生可能エネルギーの利用から森林保護の取組みまで幅広い活動であり、国は市町村に対し実行計画の策定を求めています。

当町は現在計画の策定を進めており、実行性のある計画の樹立を目指し鋭意努力しているところです。出来る限り早期に樹立し、議会説明を行う予定としています。

脱炭素の取組みは、気候変動緩和と持続可能な未来の実現に向けた大切な取組みと考えており、当町に出来ることを見極め一つ一つ着実に進めて行く所存です。

次に環境衛生の向上についてであります。ごみ処理・リサイクル

ルの推進について、平成15年度からごみの減量化と資源ごみの分別収集に取り組んで参りました。

今後も、ごみの減量化と資源保護の観点から、分別方法の周知徹底と、リサイクル活動の一層の推進に努めて参ります。

また、日高中部衛生施設組合において日高中部環境センターの長寿命化方針を決定したことから、構成町である新ひだか町とともに、令和9年度の完成に向け事業を進めて参ります。

平成13年度から実施している新冠町合併処理浄化槽設置整備事業を、本年度も定住・移住促進制度の対象分も含め継続し、生活雑排水による環境汚染を防止し、生活の質や公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽の設置に対する助成を行なって参ります。

また、近年増加している空き家について、老朽化により周囲に影響がある場合など一定の基準により、所有者に対して除却費用の一部を助成する「危険空き家等除却補助事業」を継続していくとともに、所有者等が確知できない危険空き家対策など様々な課題もあることから、「新冠町空き家等対策推進計画」の見直しを図り、生活環境の保全と跡地の有効活用を促進して参ります。

火葬場・墓地につきましては、これまでも適切な維持管理を行ってきたところであり、新たに設置した合葬墓を踏まえながら、今後においても、穏やかに参りができる環境を整えて参ります。

3) 快適で暮らしやすいまちづくりについて

はじめに、公営住宅の整備についてですが、

本年度も国の交付金事業を活用した「ひがつら団地外部改修工事」及び「新冠町住宅リフォーム助成金交付事業」を継続して参ります。

次に、水道事業につきましては、道営事業の活用により、太陽地区「道営水利施設等保全高度化事業」が継続されることとなっておりますほか、下水道事業につきましては、交付金事業を活用

し、マンホールポンプ所などの機械・電気設備の更新事業を継続して参ります。

併せて、本年度から上下水道事業の公営企業会計を開始することで、現状の財務状況の詳細な内容を把握することが可能となり、今後予想される地震対策を始め、経営環境の変化に対応するよう努めて参ります。

次に、河川・明渠事業につきましては、「緊急浚渫推進事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」を活用し、堆積土の除去や立木伐採及び護岸等破損箇所への補修工事並びに排水路の整備工事を適宜行い、引き続き、河川・明渠施設の予防保全、減災対策などに努めて参ります。

次に、道路事業につきましては、道営事業の活用により、東泊津・大富地区を対象に、改良舗装を目的とした「道営農村整備事業」が継続されることとなっておりますほか、「緊急自然災害防止対策事業債」を活用し、道路横断管及び排水施設の改修工事を適宜行い、道路施設の予防保全、減災対策などに努めて参ります。

また、橋梁の長寿命化工事に関しても、交付金事業を活用し、修繕事業を継続して参ります。

次に地域公共交通の確保対策についてです。

鉄道の廃止、そして全面バス転換による交通体系となった今、バス交通による公共交通の維持が日高管内7町の共通の課題となっています。

しかしながら、人口減少社会、そしてコロナ禍によって減少した利用者、更にはバス事業者が直面する2024年問題は、公共交通の持続性を脅かすものと考えています。

管内7町と関係機関は、協議会を構成し、公共交通の利便性向上についてこれまで協議を重ねてきましたが、今後は更に持続可能な公共交通のため何が必要か、今何を為すべきかを共に協議を

始める時期にあると考え、これまで以上に新冠町として管内公共交通の維持継続に資する役割を担っていくよう努めて行く所存です。

また町内交通体系に目を向けますと、令和5年度において「新冠町地域公共交通計画」を策定しました。

計画においては、現在の町内交通体系を総合的に評価、検証し、乗車空白地帯の解消に向けた取組みを推進することを課題として設定致しました。

これは、町内の地域と地域をむすぶ町内交通体系は、効率的な運行の確立が運行の維持、継続につながると考え、地域環境を踏まえた交通体系の最適化に努めて行く所存です。

管内各町をむすぶ基幹路線においても、また町内の各地域をむすぶ地域公共交通においても持続的運営の推進がなにより重要なことです。

今後も社会情勢、地域環境を適時的確に判断し、効率的な運行体系を確立し、路線の継続に最善を尽くす所存です。

4) 安全で安心して暮らせるまちづくりについて

本年1月1日に石川県能登半島を震源とした大地震が発生し、甚大な被害が生じました。災害に強いまちづくり、そして平時からの備えの重要性を改めて認識いたしました。

当町においても、甚大な被害が発生すると想定されている、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震へ備える必要があります。

昨年10月に大地震の発生による災害を想定した総合防災訓練を北海道と合同で実施したところ、多くの町民の方にご参加いただき、町民の皆さまの防災意識の高まりを感じたところであります。

令和6年度においては、高台や津波避難場所が無い節婦町地区においては、津波到達時間までに避難を完了することが困難であることから、津波避難施設の整備が急務と判断し、津波避難タワ

一の建設事業に着手いたします。

また、大津波発生を想定した防災避難訓練の実施及び防災にかかる啓発活動の実施により、町民の方の防災意識の向上を図るとともに、あらゆる災害対策を検討し、町全体の防災力の強化に努め、災害に強いまちを築いてまいりたいと存じます。

次に交通安全についてです。交通事故の防止には、一人ひとりが人命の尊さを認識し、日常生活を通じて自主的に交通安全に取り組む必要がありますが、そのためには、交通安全意識の高揚を図ることが必要です。

今後も新冠町交通安全推進委員会と連携し、交通安全指導員への活動支援や啓発活動、道路交通環境整備など、総合的な交通安全対策に努めて参ります。

さらに、町民生活の安全の確保、地域の安全の確保に向け、新冠町防犯協会や関係機関と連携を図り住みよい町づくりを目指して参ります。

5) 力強く安定した産業づくりについて

はじめに、農業の振興についてです。

新冠町の基幹産業であります「農業」の生産基盤の確立、安定した農業経営と持続的な発展をめざし、第7次新冠町農業振興計画に定める基本方針のもと各生産分野における諸課題の解決に向け、農業団体や関係機関、各生産振興会の協力をいただきながら各種施策に取り組んで参ります。

新規就農対策では、そ菜園芸農家として、独立就農を目指している農業支援員1名が最終年度である3年目の研修を迎えます。

受入農家から専門的な営農技術を習得する最後の期間となりますので、関係団体等と共に就農に至るまで支援に努めて参ります。

また、就農開始から経験の浅い新規就農者に対しましても、関

係団体等によるサポート体制を強化し、早期の経営安定に向けた支援を図って参ります。

農業支援員制度を開始して以降、これまでに10名の方々が町内で独立就農、1名が雇用就農されており、担い手確保対策として、一定の成果があったものと捉えておりますが、引き続き新規就農希望者の確保に取り組んで参ります。

後継者対策につきましては、親元就農する農家子弟の営農技術の向上等を支援する「農業後継者親元就農奨励金」や「農業機械免許・資格取得費用に対する助成制度」の活用を促すため、PRに努め、一人でも多くの後継者に親元就農をしていただき、経営継承に繋がるよう支援して参ります。

水稻・畑作部門におきましては、水田営農と畑作を中心とする国の経営所得安定対策事業の制度見直しに伴い、水田の畑地化が促進されております。安定的な農産物の生産に向け、引き続き制度の周知と円滑な推進に努めます。また、施設園芸作物では農作物の効率的な生育管理と省力化が図られる自動換気設備の設置を推進し、生産面積の維持・拡大に向けて取り組んで参ります。

軽種馬振興につきましては、歩様動画をメインとする売り馬情報システムの運用やコンサイナー費用に対する支援を継続し、新冠産馬の販売向上に繋げて参ります。また、ホッカイドウ競馬を含む地方競馬の売上向上対策として協賛レースの実施を通じ、競馬事業の振興に加え、馬産地新冠のPRに努めて参ります。

酪農振興につきましては、良質な生乳の生産や、ゆとりと潤いのある酪農経営のために乳牛検定組合や酪農ヘルパー組合の運営支援を継続するとともに、町有牧野での預託事業を通じ、生産現場における自給飼料や労働力不足の解消を図り、放牧管理を介した家畜の健康増進に努めます。

肉用牛の振興につきましては、繁殖雌牛の導入支援及び町有牛

を活用した受精卵の原価提供事業を継続し、安定した繁殖基盤の構築に努めて参ります。

町有牧野の運営にあたりましては、北海道ヨーネ病防疫対策実施要領に基づく「発生農場」に指定されておりますが、汚染区域外となる放牧地においては、預託事業専用の車両を用いるとともに、専用長靴の使用、消毒の徹底等、引き続き感染対策を講じながら事業を実施して参ります。

家畜防疫につきましては、家畜自衛防疫組合など関係機関と連携し、家畜伝染病の発生予防に努め、引き続き予防注射や伝染病検査を支援するとともに、農場周辺での消毒の徹底や関係者以外の立入制限など飼養衛生管理の指導と啓発に努めて参ります。

毎年度、エゾシカやアライグマなどの有害鳥獣により多大な被害を受けております農作物被害については、近年は増加傾向にあります。

その渦中において、ヒグマに関しては町内での出没や目撃の情報が多く寄せられ、昨年の捕獲頭数は過去最高値となりました。

現在、国におきましては、クマ類を指定管理鳥獣に追加する方針とし、北海道ではヒグマ管理対策の見直しも進められておりますことから、町としましても、動向を注視し、引き続き、関係機関との連携・協力により有害鳥獣全般の駆除対策に取り組んで参ります。

次に林業の振興についてです。

安全な国土の形成や水源の涵養、地球温暖化の防止、快適な生活環境の創出など、森林が持つ多面的な効果については、国民一人ひとりが広く恩恵を受けるものでございます。

町が管理をする町有林におきましては、人工林の多くが成熟し、本格的な主伐期を迎えておりますので、本年度も森林経営計画に基づき伐期を迎えている岩清水・明和地区の皆伐約10haのほ

か、植林や下刈り、間伐など適切な森林整備に努めて参ります。

また、本年度からは、温室効果ガスの削減や自然災害等の防止を図るため、国民一人から1,000円を徴する森林環境税が開始されます。

これにより、森林整備の財源となる森林環境譲与税の増加が大きく期待できますことから、有効に活用すべく私有林の管理作業のほか、林道や治山施設の維持に要する一般財源として、民有林の持続的発展に努めて参ります。

次に水産業の振興についてです。

水産業は環境の変化を最も受けやすい産業であり、気象や海水温、海流などの細かな変化が漁獲量へ著しい影響を及ぼします。沿岸漁業を主体とする当町にとりましては、限られた資源と漁場を有効に活用し、資源の回復や生産増大に向けた取り組みを継続的に行うことが肝要です。

令和3年9月に発生した赤潮被害につきましては、発生から2年以上が経過しましたが、未だ全容の解明には至っておりません。

引き続き、タコとツブを対象魚種とする資源量調査に取り組み、漁場の回復状況の把握に努めて参ります。

また、北海道や関係団体等との連携により実施をしているタコ産卵礁設置事業やホッキ最小成貝の放流事業、マツカワの稚魚放流事業につきましても継続的に実施し、資源の育成・管理に努めて参ります。

また、観光振興に目を向けますと、コロナ禍から解放された社会は、これまでの反動から多くの観光地では活況を呈し、コロナ禍前の観光客数に迫る勢いとなっています。

当町においても主だった観光施設の入込みは増加傾向にあり、今後の更なる増加に期待を寄せている次第です。

今後は、日高自動車道新冠インターチェンジの開設が当町への

人流をどのように変えるのか期待を膨らませるばかりですが、さまざまな変化をしっかりと受けとめ、町の将来に向けた観光施策を推進して行く所存です。

次に、商工業の振興についてですが、小売店を中心とした商工業者の経済活動は、人々の働く場の提供と日用品を中心とした生活必需品の購買機会を確保するという生活に欠かせない事業活動です。そのためには携わる事業者の経営安定化を図ることが大切であり、商工会の役割が重要となります。このため町は商工会が行う経営改善事業や起業活動への取組み事業を支援することで商工業振興を図って参ります。

6) 郷土を愛し生きる力を育む人づくりについて

はじめに、教育行政につきましては、教育に関する総合的な施策である「新冠町教育大綱」に掲げる基本理念「生きる力を育みふるさと愛を深める新冠の教育」を推進するため、総合教育会議を通じて教育委員会と政策の方向性を共有し、教育環境の充実を図って参ります。

次に、幼・小・中教育の充実についてです。

認定こども園ド・レ・ミにおいては、引き続き安全安心を最優先し、適切な保育教諭の配置と施設環境を整備するとともに、幼小中の連携や接続を意識した教育・保育活動の充実と家庭や地域と連携した、こども園運営を支援して参ります。

小中学校においては、学習指導要領に応じた授業づくりやICTを活用した授業づくりを進めるために、引き続き施設環境整備を支援していくほか、各教室へエアコンを整備することで、適切な教育環境の維持に努めます。

また、統合を迎えた小学校については、これまで教育環境の改善のため配置しておりました町費負担教諭2名を当面新冠小学

校へ配置し、統合後の児童の不安解消や授業改善へ取り組むほか、各校学年毎に学習支援員を配置し、教育環境の充実を支援して参ります。

次に、生涯教育の充実についてです。

社会教育におきましては、「ふるさとを愛し、生涯にわたり、学びあい、教えあう学習社会」の実現を目指し、「町民憲章とReの精神」を意識しながら、持続可能な社会を目指した質の高い教育の推進を図るために、それぞれの世代を対象とした様々な学習や体験の機会を展開してまいります。

また、レ・コード館をはじめとした各種社会教育施設では、施設機能を十分に生かしながら生涯学習の場を提供するとともに、町民の自主的な文化芸術活動やスポーツ活動を支援し、引き続き安全で利用しやすい施設運営に努めて参ります。

また、5年度末をもって閉校となる朝日小学校は、朝日地域交流センターとして生まれ変わります。

朝日地域交流センターは、地域の集会施設、町の防災拠点、スポーツ活動の場、そして文化芸術と町外からの事業進出機会創出の施設として幅広く町内外の多くの方々に利用されるよう管理運営を町が担うこととします。

朝日小学校は、これまで学び舎として多くの子ども達の成長を見守ってきましたが、今後は町の多目的施設として朝日の森という愛称と共に多くの方々に愛される施設となるよう利活用の促進に努める所存です。

7) 自立したまちづくりについて

まちづくりの推進は、町民の皆さんと互いの立場を尊重し、信頼し、そして協働して行うことが大切です。そのためには町民皆さんにまちづくりの現状について説明し、構想段階にあるものについては意見をいただき、反映させることができる意見は反映させることに努めることで、まちづくりの透明性が確保され、更に

は公正性の樹立につながるものと考えてところです。

町はこれまで各自治会との町政懇談会、そして社会教育団体等との懇談によって町民の声の聞き取りに努めてきており、今後においてもさまざまな創意工夫によって町民参加と協働のまちづくりを推進していく所存です。

社会全体を覆う人口減少・少子高齢化の進行は、当町においても例外ではありません。町は、定住・移住政策の推進のほか医療、福祉、教育、子育てなど幅広い分野において人口の確保につながる施策の展開を行っていますが、今後もより一層の推進を図ると同時に、多くの老朽化した公共施設の維持管理や更新の費用の増加が見込まれることに加え、人口減少に伴う地方交付税の減少など、今後、さらに厳しい財政状況が予想されるなか、将来にわたって持続可能な町づくりを展開するためには、健全な財政の確立が何より重要であります。

令和6年度においては、財政計画に基づき、収支改善のための方針を具現化するための実行計画「行財政改革アクションプラン」を成案化させ、具体的な取組みを行う予定としております。

この行財政改革は、当町が「持続可能なまちづくり」を展望する上で必要な取組みであるとともに、町の行財政を安定的に運営することは、山積する課題解決の上でも喫緊の課題であり、私どもが常に改善・改革の意識を持ち続けることが、新冠町の持続可能性を高めるものと考えております。

今後も限られた財源で町民の皆さまの視点に立った、効率的かつ質の高い行政サービスを提供すべく関係者皆様のご理解とご協力を得ながら、新たなまちづくりを進めて参りたいと存じます。

5. むすび

以上、令和6年度の町政執行に臨むにあたっての、私の所信と

主な施策について述べさせていただきました。

新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻、能登半島地震等の大規模な自然災害など、生命の尊さや、当たり前の日常の有難さを痛感させられる重大な事象が国内外で相次いでおります。

このような社会情勢や環境の変化により、これまでの常識が覆され、人々の価値観が変化する中、行政には乗り越えるべき多くの課題がありますが、私は、当町の将来のために必要な取組を着実に実施してまいります。

結びにあたりまして、議員各位をはじめ、町民の皆さまにおかれましては、町政運営により一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。